

## 洲本市デマンド交通試験運行実施計画（案）

## 目 的

洲本市では、公共交通の利用が不便な地域において、主に高齢者や運転免許返納者などの通院、買い物等、住民の日常生活を支え、利便性の向上を図るため、今後の事業展開を検討する基礎データ収集・分析業務を行うため、デマンド交通試験運行を実施します。

## 運行計画概要

## (1) 試験運行期間（予定）

平成25年11月下旬から平成26年2月中旬まで（最大で3ヶ月間）

## (2) 運行主体

タクシー会社に運行委託する予定

## (3) 運行開始日

平成25年11月下旬（受託事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条による乗合許可を取得後、速やかに実施します。）

## (4) 利用対象者

洲本市中川原町内に居住する者のうち、利用登録を認められた住民  
（事前登録が必要）

## (5) 運行区間

運行区間については、原則として次の表のとおりとします。

運 行 区 間				距離
No	起点	経由地	終点	
ア	中川原町厚浜	洲本伊月病院	県立淡路医療センター	約 13.5km (約 10.5km)
イ	中川原町厚浜	⇒	県立淡路医療センター	約 12.0km (約 9.0km)
ウ	中川原町厚浜	⇒	市原口バス停	約 6.0km (約 3.0km)
エ	中川原町安坂	洲本伊月病院	県立淡路医療センター	約 7.0km
オ	中川原町安坂	⇒	県立淡路医療センター	約 6.0km

※ア～ウの距離のうち（ ）は、④での乗降がない場合

イは⑦、オは③での乗降がない場合

(6) 運行経路

別紙のとおり

※ア～ウは、運行予定コースA、エ～オは、運行予定コースB

(7) 運行日及び利用時間

利用対象者から乗車希望のある日の午前7時から午後7時まで

(8) 運行本数

1日4便（2往復）程度

(9) 運行方法

原則として、運行を希望する前日の午後5時までに連絡（予定）

利用対象者の2人以上から予約があること

(10) 運行車両

運行する車両は、受託事業者所有の車両とし、試験運行を実施していることが判るよう配慮する。

(11) 運賃

一回の乗車につき、一人あたり500円

ただし、運行予定コースAの①から⑥の区間については、

一回の乗車につき、一人あたり150円

### 事業者を求める条件

事業者には、次の各号のすべての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 道路運送法第3条第1号ロ又はハに定める、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する事業者。
- (2) 道路運送法その他関係法令及び通達等を順守し、安全かつ持続的な運行を確保できるよう、適正に管理体制がとられている事業者。
- (3) 所有する車両のうち、3台以上をこの業務に従事させることができる事業者。
- (4) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法に規定する諸手続（国土交通大臣による許可、運賃認可、標柱の設置等）を完了し、問題なく運行を開始できる事業者。
- (5) 「平成25・26年度洲本市競争入札参加資格（物品製造等）」に登録されている事業者。
- (6) 適正に事業を実施するため、洲本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する事業者。
- (7) 道路事情の変化に常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応ができる事業者。
- (8) 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応ができる事業者。
- (9) その他、デマンド交通の試験運行に当たって生じる諸問題に対して、乗客・住民等と協調し、適正に解決を図ることができる事業者。